

真野の子ども

2019. 6. 3 発行



6月は「いじめ防止啓発月間・ふれあい月間」です

毎年6月及び10月は、「大津市子どものいじめの防止に関する条例」に規定するいじめ防止啓発月間です。学校では、道徳の「友情・親切」についてやいじめに関わる授業を実施したり、「自分たちのクラスは自分たちでよくしていこう」という考えのもと、学級活動を通して、子どもたちが主体的に活動できるようにしたりしていきます。委員会活動でも児童会のテーマを決め、各委員会が友達と仲良く関わりあえる独自の活動を計画しています。さらに6月は「ふれあい月間」としても位置づけています。子どもたちにアンケートをしたり、担任が子どもたちと触れ合う機会を多くもったりして、子どもたちに対する理解を深めることができると考えています。高学年と低学年では子どもたちへのアプローチの仕方が違いますが、「給食を一緒に食べる」「一緒に遊ぶ」など、それぞれの学年や学級の様子に合わせて取り組みを工夫していきます。さらに短時間ではありますが、児童一人ひとりと担任が個別に面談する時間を設定し、児童理解に努めます。お家の方も、子どもさんとしっかり関わっていただき、学校との連携を密にして、子どもたちをあたたく見守っていきましょう。

安全にすごそう

交通安全教室では、北警察署の方に来ていただき、歩行の仕方や自転車の乗り方など、路上での安全について学習しました。6月の生活目標は、「廊下を静かに歩こう」です。梅雨の季節になると校舎内の湿気が増え、廊下が滑りやすくなります。廊下の歩き方を見直したり、雨の日の遊びを工夫したりして、安全な学校生活が送れるように心がけたいと思います。

自転車につきましては、ご家庭でも自転車安全利用五則を一緒にご確認いただくなど、話し合いの場をもっていたきたいと思っています。

また、万が一の自転車運転中の事故に備えて自転車保険への加入もお考えください。

自転車安全利用五則

- 1、自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2、車道は左側を通行
- 3、歩道は歩行者が優先で、車道寄りを徐行
- 4、安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5、子どもはヘルメットを着用

満14歳以上の者が自転車運転中に危険なルール違反を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習を受けなければならなくなりました。講習は3時間で手数料が5700円。受講命令を無視すると5万円以下の罰金だそうです。今のうちから正しい乗り方を身に付けさせたいものです。

